



特定生産緑地制度が始まります

特定生産緑地の指定を受けることにより、農家の方にとっては**様々なメリット**があります
※詳しくは、裏面の国土交通省資料をご覧ください。

生産緑地は、指定から30年経過すると、いつでも市に対して買取り申出をすることができ、実質的に土地の利用制限がかからない状態となります。

2022年以降、多くの生産緑地が指定から30年経過することから、農地の減少が懸念されています。

このため、昨年、生産緑地法が改正され、都市農地の保全を目的に「**特定生産緑地制度**」が創設されました。



特定生産緑地の地区指定を受けるためには、
生産緑地の指定から30年が経過する前に、
申請をしていただく必要があります

大阪市でも、特定生産緑地の指定受付を予定しております。
受付期間等、詳細が決まり次第、市のホームページや「大阪市農業だより」等においてお知らせいたします。
詳細については、下記担当までお問い合わせください。

大阪市 経済戦略局 産業振興部 産業振興課(農業)

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルO's棟南館4階

電話 06-6615-3751 FAX 06-6614-0190

【受付時間】 月曜～金曜(祝日を除く) 9時から12時15分まで 及び 13時から17時30分まで

特定生産緑地の指定メリット（農家向け）

- 生産緑地地区の都市計画決定から30年経過後は、いつでも買取り申出が可能となることから、従来、適用されていた税制措置が変わります。引き続き、都市農地の保全を図るため、特定生産緑地制度を創設し、所有者の意向を踏まえ、買取り申出期間を10年延伸できることとしました。
- 特定生産緑地を選択することで、農地の保有や相続における様々なメリットがあります。制度内容を十分にご理解の上、ご判断頂きますようお願いいたします。

※都市計画決定から30年経過前までに選択しないと、指定できなくなります。ご注意ください。

営農を続ける際のメリット

特定生産緑地を選択

- **固定資産税等は引き続き農地評価です**
 特定生産緑地の固定資産税・都市計画税は引き続き、農地評価・農地課税です。
- **10年毎に継続の可否を判断できます**
 特定生産緑地の指定は、10年毎の更新制です（10年の間に相続が生じた場合、これまで同様、買取り申出が可能です）。

特定生産緑地を選択しない

- × **固定資産税等の負担が急増します**
 5年後には、ほぼ宅地並み課税の税額まで上昇します。
- × **30年経過後は、特定生産緑地を選択することはできません**
 特定生産緑地は、生産緑地地区の都市計画決定後30年が経過する前までにしか指定できません。

相続する際のメリット

特定生産緑地を選択

- **次の相続での選択肢が広がります**
 次世代の方は、次の相続時点で相続税の納税猶予を受けて営農を継続するか、買取り申出をするかを選択できます。
- **農地を残しやすくなります**
 次世代の方が、第三者に農地を貸しても、相続税の納税猶予が継続する見込みです（現在、新たな貸借制度を検討中）。

特定生産緑地を選択しない

- × **次の相続での選択肢が狭まります**
 特定生産緑地を選択しないと、次世代の方は納税猶予を受けることができません（現世代の納税猶予は、次の相続まで継続します）。